

議第22号

京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための
措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関
する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための
措置に関する条例の一部を改正する条例

京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関
する条例の一部を次のように改正する。

第13条第4号中「第29条」を「第31条第2項」に、「博物館に相当する施
設」を「指定施設」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

博物館法の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。